

平成31年第1回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成31年3月14日 午後3時04分開議

議 長	去る8日に開会されました、平成31年第1回定例会も本日、最終日となりました。連日、熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。
々	ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。 ここで、暫時休憩と致します。(午後3時05分)
々	なお、お知らせしておきます。8番圓山議員よりただいま遅れているそうです。着き次第、出席することです。今、三島という事ですので、着き次第、出席していただきます。
々	それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。
々	日程第1、「委員長報告」を議題とします。 予算特別委員会委員長から「委員会審査報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。3番高良予算特別委員会委員長。
高良予算 特別委員 長	平成31年3月14日。川本町議会議長 飯田 武則 殿。 予算特別委員会 委員長 高良 敏幸。 委員会審査報告書。 本委員会は付託議案を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第76条の規定により報告します。 記。 議案番号、「議案第13号」、付託事件名、「平成31年度川本町一般会計予算」、審査結果、「原案可決」。 議案番号、「議案第14号」、付託事件名、「平成31年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」、審査結果、「原案可決」。 議案番号、「議案第15号」、付託事件名、「平成31年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」、審査結果、「原案可決」。 議案番号、「議案第16号」、付託事件名、「平成31年度川本町簡易水道事業特別会計予算」、審査結果、「原案可決」。 議案番号、「議案第17号」、付託事件名、「平成31年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」、審査結果、「原案可決」。 以上でございます。

議 長 以上で、予算特別委員会委員長の報告を終わります。

々 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 (「質疑なし」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議 長 それでは、「議案第13号、平成31年度川本町一般会計予算」について討論を行います。
 討論はありませんか。
 はい、1番山口議員。

々 ただいま、反対討論の申し出がありましたので、発言を許可します。1番山口議員。

1番
山口議員 「議案第13号、平成31年度川本町一般会計予算」に対し、反対討論を行います。
 本予算は、本町の基幹産業である農業の支援、町民の暮らしと福祉、子育ての支援に対して不十分であり、また、中小企業振興条例に基づく具体的な振興策が示されていない事などから、平成31年度川本町一般会計予算に対する反対討論を行います。
 まず初めに、邑智郡総合事務組合への電気料金の過少請求問題や三原地区県営農地開発事業における貸付金の欠損、未回収問題などにおける交付金意識の甘さやコスト意識期の欠如、債権保全の不十分さは町民にとって感化出来ない問題であり、町財政の執行者は地方行政の執行者は厳しく責任を問われなければなりません。町民の血税が湯水の如くに扱われる一方で地方自治法第1条に規定する、「住民の健康と福祉を増進し、住民の安全をはかる」ための支出が優先されていない本予算案の認定は困難と考えます。また、私たちの暮らしが大変になっている時だからこそ、安倍政権の社会保障削減、暮らし圧迫の間違った政治を町政に持ち込むのか、それとも、自治体が立ちはだかって、町民の暮らしと福祉を守る防波堤としての役割を果たすのかが鋭く問われています。予算案に対する私の評価の基準は、日本国憲法と地方自治法に照らして、町民の基本的な人権が守られ、町民の福祉の増進をはかる予算案となっているかどうかであります。以下、施策の主な点について意見と要望を述べます。
 農業支援について。農業公社廃止後の農業支援体制や町が主体となつての具体的な支援策について、何ら新規の対策示されていない旧態依然たる極めて不十分な予算編成です。持続可能な農業経営の実現、価格補償と生産コストをカバーし、稲作・野菜、エゴマ、有機農業等を抜本的に推進する施策を求めます。
 中小企業・商工業者支援について。中小企業振興条例を踏まえ、中小企業・地元業者の振興にとって、例えば住宅リフォーム助成制度の創設は、地域循環型経済をめざすうえで重要です。町民の暮らしを改善し、地元業者を利用する事により仕事おこしにも繋がります。
 少子化対応について。こどもの貧困をなくし、子育てを支援し、若年層の定住化を促進する一環として、学校給食費を無償化して、食のセーフティネットである給食費の保護者負担の軽減をはかることが必要と考えます。

1 番 山口議員 | なお、森林環境税について。森林資源の適切な管理等の趣旨には賛同致しますが、財源として町民から別途、税を徴収する事には反対である事を表明を致します。町民のくらしと福祉をまもり、産業の振興をはかる予算を求めて、私の討論を終わります。

議 長 | ここでお知らせを致します。ただいま圓山議員が出席されました。ただいまの出席議員数は9名であります。

々 | 山口議員より反対討論がありました。賛成討論の方はおられませんか。
(「……………」)
他に討論はありませんか。
(「……………」)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 | それでは、これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。

々 | 「議案第13号、平成31年度川本町一般会計予算」に対する委員長報告は、「原案可決」であります。
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「多数」であります。

々 | よって、「議案第13号」は、原案のとおり「決定」いたしました。

々 | 次に、「議案第14号、平成31年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」について討論を行います。

々 | 討論はありませんか。

々 | はい、ただいま討論の申し出がありましたので発言を許可します。
1 番山口議員。

1 番 山口議員 | 「議案第14号、平成31年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」に対し、反対討論を行います。高すぎる国保税は生活を圧迫しているというのが、町民の切実な声です。現在、国保は住民の医療保障という本来の役割を大きく後退させ、逆に重い負担や過酷な滞納取り立てで、住民の生活と健康、命を脅かすという本末転倒の自体が広がっています。更に、来年度の地方税制の改正によって、国保税の課税限度額が58万円から61万円に引き上げられます。高額所得者とはいえない中間層に一層の重い負担を課することに繋がります。もともと国保の財政難と国保税の高騰を招いた根本原因は国庫負担の引き下げにあります。この30年間の間に、全国の市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は50%から24%と半減をしています。国保の構造的な問題、危機的状況を打開する抜本的な制度改革が必要です。国保制度について、

- 1 番 山口議員 今年度から本町の予算概算説明への冊子「あなたのためのまちの予算」に国保は社会保障制度である事が明記されました。国保は町民の命と健康を守るものであり、国民皆保険制度の最後の砦と言える制度です。国保税を引き下げて欲しい、この町民の声に真摯に向き合う町政が求められているのではないのでしょうか。今年度、国保事業の県単位化に伴い本町の国保税は16年ぶりに引き下げられました。しかしながら、本町の所得に占める国保税の割合は12.7%と依然として高水準で全国平均の10%。更には協会健保の7%台への引き下げが求められます。また、国保税にだけある仕組みとして人頭税に値する均等割があります。人頭税は古代から近世に行われ担税能力の差に関係なく、各個人に対して一律に同額を課す事から、悪税の代表例と言われていいます。子どもが多い世帯ほど、国保税が高くなり、0歳児にも掛かる国保税の均等割を廃止すれば、高すぎる国保税を引き下げられるだけでなく子育て支援にも繋がります。町民の国保税の負担を軽減して欲しいの願いに応えて、更に国保税の引き下げに踏み切るべきです。財源は債権保全の徹底など、無駄な財政支出を無くし、近隣自治体と比較して高額な保有基金の取り崩し、国庫支援金の活用、一般会計からの繰入などで十分に可能です。町民に重い負担を強いる国保税の引き下げを求め、私の討論を終わります。
- 議 長 ただいま、反対討論がありましたが、賛成討論の方はおられますか。
他に、討論はありませんか。
(「・・・・」)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。
- 々 「議案第14号、平成31年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」に対する委員長報告は、「原案可決」であります。
- 々 この委員長報告のとおり「決定」することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。
賛成「多数」であります。(⇒挙手「多数」であります。)
- 々 よって、「議案第14号」は、原案のとおり「決定」致しました。
- 々 次に、「議案第15号、平成31年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」について討論を行います。
討論はありませんか。
はい、1番山口議員。
- 々 ただいま、討論の申し出がありましたので、発言を許可します。
- 1 番 「議案第15号、平成31年度川本町後期高齢者医療特別会予算」に対し、反対の討

山口議員

論を行います。

私は、差別と負担増の後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻すことを求める立場から、川本町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

安倍内閣は、後期高齢者制度導入時に設けられた低所得者の保険料を軽減する「特例減税」の一部も打ち切って、際限のない負担増を押し付け、「負担増をがまんするか、医療を受けるのを制限するか」を迫っています。後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押し付ける稀代の悪法です。

一方、老人保健制度は、高齢者が国保や健保に加入したまま、現役世代よりも低い窓口負担で医療を受けられるようにする財政調整の仕組みです。医療を老人保健制度に戻せば、保険料の際限のない値上げや別枠の診療報酬による差別医療はなくなります。75歳になったとたんに家族の医療保険から切り離されることもなくなり、65歳から74歳の障がい者も国保や健保に入ったまま低負担で医療を受けられます。

後期高齢者医療制度を廃止したうえで、減らされてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額して、国保税・窓口負担の軽減を進める事が必要と考えます。

高齢者が安心して必要な医療を受けられるために、後期高齢者医療制度の廃止を求め、私の討論を終わります。

議長

ただいま、反対討論がありましたが、賛成討論の方はおられますか。

(「・・・・」)

他に、討論がありますか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

それでは、これより採決に入ります。

この採決は「挙手」により行います。

々

「議案第15号、平成31年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」に対する委員長報告は、「原案可決」であります。

々

この委員長報告のとおり「決定」することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。挙手「多数」であります。

々

よって、「議案第15号」は、原案のとおり「決定」致しました。

々

次に、「議案第16号、平成31年度川本町簡易水道事業特別会計予算」について討論を行います。

々

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

- 議長 それでは、これより採決に入ります。
 この採決は「挙手」により行います。
- 々 「議案第16号、平成31年度川本町簡易水道事業特別会計予算」に対する委員長報告は、「原案可決」であります。
- 々 この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第16号」は、原案のとおり「決定」致しました。
- 々 次に、「議案第17号、平成31年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」について討論を行います。
- 々 討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
 討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 それでは、これより採決に入ります。
 この採決は「挙手」により行います。
- 々 「議案第17号、平成31年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」に対する委員長報告は、「原案可決」であります。
- 々 この委員長報告のとおり「決定」することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第17号」は、原案のとおり「決定」致しました。
- 々 以上で「予算特別委員会委員長」の報告を終わります。
- 々 次に、日程第2「議案第5号、多田地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
 討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。

議 長 「議案第5号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第5号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々 次に、日程第3「議案第6号、川本町森林環境整備基金条例の制定について」の件
を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第6号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「多数」であります。

々 よって、「議案第6号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々 次に、日程第4「議案第7号、川本町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関
する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第7号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第7号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々 次に、日程第5「議案第8号、川本町企業立地支援貸付条例を廃止する条例の制定
について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

- 議 長 | これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第8号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 | よって、「議案第8号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 | 次に、日程第6「議案第9号、川本町税条例の一部を改正する条例の制定について」
の件を議題と致します。
- 々 | これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 | これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第9号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 | よって、「議案第9号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 | 次に、日程第7「議案第10号、川本町立小・中学校児童生徒通学費支給条例の一
部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 | これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 | これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第10号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 | よって、「議案第10号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 | 次に、日程第8「議案第11号、平成30年度川本町一般会計補正予算(第5号)」
の件を議題と致します。

- 議 長 | これより討論を行います。討論はありませんか。
 | (「ありません」の声あり)
 | 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 | これより「採決」に入ります。
 | この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第11号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 | 挙手「全員」であります。
- 々 | よって、「議案第11号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 | 次に、日程第9「議案第12号、平成30年度川本町後期高齢者医療特別会計補正
 | 予算(第2号)」の件を議題と致します。
- 々 | これより討論を行います。討論はありませんか。
 | (「ありません」の声あり)
 | 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 | これより「採決」に入ります。
 | この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第12号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 | 挙手「多数」であります。
- 々 | よって、「議案第12号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 | 次に、日程第10「議案第18号、専決処分の承認を求めることについて《川本町
 | 公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴
 | う関係条例の整備に関する条例の制定について》」の件を議題と致します。
- 々 | これより討論を行います。討論はありませんか。
 | (「ありません」の声あり)
 | 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 | これより「採決」に入ります。
 | この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第18号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 | 挙手「全員」であります。

- 議 長 よって、「議案第18号」は、「承認」されました。
- 々 次に、日程第11「議案第19号、川本町過疎地域自立促進計画の一部変更について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第19号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第19号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 次に、日程第12「議案第20号、辺地に係る総合整備計画の一部変更について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第20号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第20号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 次に、日程第13「議案第21号、辺地に係る総合整備計画の一部変更について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

議 長 「議案第 2 1 号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第 2 1 号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々 次に、日程第 1 4 「議案第 2 2 号、川本町農業委員会農業委員の選任について」の
件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第 2 2 号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第 2 2 号」は原案のとおり、「同意」されました。

々 次に、日程第 1 5 「議案第 2 3 号、川本町農業委員会農業委員の選任について」の
件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第 2 3 号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第 2 3 号」は原案のとおり、「同意」されました。

々 次に、日程第 1 6 「議案第 2 4 号、川本町農業委員会農業委員の選任について」の
件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

- 議 長 これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第24号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第24号」は原案のとおり、「同意」されました。
- 々 次に、日程第17「議案第25号、川本町農業委員会農業委員の選任について」の
 件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第25号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第25号」は原案のとおり、「同意」されました。
- 々 次に、日程第18「議案第26号、川本町農業委員会農業委員の選任について」の件
 を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第26号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第26号」は原案のとおり、「同意」されました。
- 々 それでは、日程第19「議案第27号、川本町固定資産評価審査委員会の委員の選
 任について」の件を議題と致します。

議 長 執行部から提案理由の説明を求めます。番外三宅町長。

番外
三宅町長 「議案第27号、川本町固定資産評価審査委員会の委員の選任について」。
下記の者を、川本町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第
423条第3項の規定により、議会の同意を求める。
住所、島根県邑智郡川本町大字田窪155番地。氏名、平田知昭^{ひらたともあき}。生年月日、昭和
33年1月31日生まれ。平成31年3月14日提出。川本町長、三宅 実。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第27号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第27号」は、原案のとおり、「同意」されました。

々 次に、日程第20「議案第28号、川本町固定資産評価審査委員会の委員の選任に
ついて」の件を議題と致します。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外三宅町長。

番外
三宅町長 「議案第28号、川本町固定資産評価審査委員会の委員の選任について」。
下記の者を、川本町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第
423条第3項の規定により、議会の同意を求める。
住所、島根県邑智郡川本町大字因原198番地7。氏名、堂面和正^{どうめんかずまさ}。生年月日、昭
和23年2月23日生まれ。平成31年3月14日提出。川本町長、三宅 実。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。

議 長 質疑はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。

々 この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第28号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第28号」は原案のとおり、「同意」されました。

々 ここで、谷川教育長、ご退席をお願いします。

々 (谷川教育長 自席より起立し議場から退場)

々 それでは、日程第21「議案第29号、副町長の選任について」の件を議題と致します。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外三宅町長。

番外
三宅町長 「議案第29号、副町長の選任について」。
 下記の者を副町長に選任したいから、地方自治法第162条の規定により、議会の
 同意を求める。
 住所、島根県邑智郡川本町大字川下1432番地1。氏名、^{やがわけんじ}谷川賢治。生年月日、
 昭和30年8月29日生まれ。平成31年3月14日提出。川本町長、三宅 実。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
 3番高良議員。

3番
高良議員 現教育長である、この谷川賢治氏は人物的にも能力的にも大変優れた方で、この方
 が教育長に就任される時には、私も同意した訳でございますが、このたび副町長とい
 う事ですが、現在、邑智郡町村事務組合の電気料等の問題につきまして、今、懲戒処
 分中でありまして、この懲戒処分中において、その教育長から副町長へという昇格とも

3番
高良議員 | とれる人事が果たしてこれはされても良いものかどうか、そういう制度は別にその規定は無いのかどうか、それをお聞きします。

議 長 | 番外三宅町長。

番外
三宅町長 | 今、そうした規定がないかという事の問いでよろしゅうございますか。はい。この事についてはですね、そうした規定はございません。従って谷川氏はこれまで、長年、町の職員として勤務され、また教育長として務められました。今、この難関の川本町の行政の運営をしていく上で、谷川氏の見識というものは必要なものでありまして、今、川本町の副町長として最も相応しい人物だと、そのように考えております。

議 長 | 他に質疑はありませんか。
(「・・・・」)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 | これより討論を行います。討論はありませんか。
ただいま、討論の申し出がありましたので、発言を許可します。1番山口議員。

1番
山口議員 | 「議案第29号、副町長の選任について」に対し、反対討論を行います。副町長に提案されている方は、現在、町政の大きな問題となっている悠邑ふるさと会館のテナントである、邑智郡総合事務組合への電気料金過少問題における現場責任者であり、悠邑ふるさと会館の館長でもあります。電気料金の問題は、今、まさに解決に向けての交渉が行われている最中あり、未決着の状態にあります。また、この電気問題に関連して責任を取るとして、時期尚早の人事処分が行われましたが、その処分で減給処分を受け、その処分が継続している最中での副町長への人事であります。そのような状況にある方が、町長に次ぐ地位の職に就かれる事に大きな違和感を覚えます。まるで、電気料金問題が終わったかのような印象を受け、責任が無かったかのような錯覚に陥ります。未だ、禊ぎは終わっていません。町民感情からしても、この人事を受け入れる事は、到底困難と思われれます。副町長を置かなければならないのであれば、何方か他の人にするか、それとも適当な人材が見当たらなければ空席もやむを得ないのではないかと思います。今回の副町長人事は重ねて不適當だ、である事を述べて討論を終わります。

議 長 | ただいま、反対討論がありました。賛成討論の方はおられますか。
他に、討論はありますか。
(「・・・・」)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 | これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

議 長 「議案第29号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
賛成「多数」であります。

々 よって、「議案第29号」は原案のとおり、「同意」されました。

々 ここで、谷川教育長、議場への入場をお願いします。

(谷川教育長 議場へ入場)

々 暫時休憩と致します。 (午後3時52分)

々 ただいま、「副町長の選任について」、審議の結果、原案のとおり「同意」されました。それでは、谷川教育長、登壇の上、ご挨拶をお願い致します。

番外谷川 教育長 ただいま選任いただきました、ありがとうございます。微力ではございますけど、町長を支えながら行政発展のために尽くしたいと思っております。よろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。それでは自席にお戻りください。
(以上で、谷川教育長のあいさつを終わります。)

議 長 会議を再開いたします。 (午後3時53分)

々 それでは、日程第22、「議案第30号、教育委員会教育長の任命について」の件を議題と致します。

々 執行部から、提案理由(の説明)を求めます。番外三宅町長。

番外 三宅町長 「議案第30号、教育委員会教育長の任命について」。
下記の者を教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求め。
住所、島根県邑智郡川本町大字川本332番地29。氏名、^{たたら} 鉦 ^{ひでとし} 英俊。生年月日、昭和29年6月21日生まれ。平成31年3月14日提出。川本町長、三宅 実。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(「・・・・」)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「・・・・」)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第30号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「多数」であります。

々 よって、「議案第30号」は原案のとおり、「同意」されました。

々 ここで、暫時休憩と致します。 (午後3時55分)

々 ただいまの「教育長の任命について」同意されました、鉦 英俊さんに、ご入場いただき、ご挨拶をいただきたいと思います。

(鉦 英俊氏 議場へ入場)

々 それでは、鉦 英俊さん、壇上へご登壇の上、ご挨拶をお願い致します。

鉦 英俊氏 失礼します。4年ぶりになりますか、この席に立っておりまして久しぶりでございます。非常に緊張をしております、と同時に身の引き締まる思いでございます。元来、私はそのような器ではないという事を皆さんよくご存知だと思いますが、私本人がいちばん良く分かっているつもりではございます。しかし、こうして同意をいただいた以上は、本町の教育行政発展のために全力で頑張っていきたいというふうに思っておりますので、どうか皆様方のご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願いを申し上げます、ご挨拶とかえさせていただきます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。それでは、ご退場ください。

(鉦 英俊氏 議場から退場)

々 会議を再開します。 (午後3時58分)

々 ここで、執行部より追加議案があるとのことであり、議会運営委員会において審議していただくため、暫時休憩と致します。

(午後3時59分)

(議会運営委員会委員 議場より退場し、大会議室へ移動。
委員会で審議終了後、議場へ入場)

議 長 会議を再開します。 (午後4時08分)

- 議 長 先ほど、執行部から2件の追加議案が提出され、議会運営委員会にて諮られた結果、追加日程第1として、「議案第31号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、追加日程第2として、「議案第32号、川本町固定資産評価委員の選任について」を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに、異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 々 異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。
- 々 それでは、追加日程第1、「議案第31号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 執行部から提案理由の説明を求めます。番外森川総務財政課長。
- 番外森川
総務財政
課長 それでは、「議案第31号」について、ご説明申し上げます。本議案は、「特別職の職員常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、でございます。先ほどは、副町長の選任議案及び教育長の任命議案につきまして、ご同意をいただき誠にありがとうございました。現在の教育長は、3月31日を以て教育長を辞職されます。現在、町長及び教育長につきましては、2月から4月まで3ヶ月、給料月額町長は30%、教育長は10%の給料の削減を行っておりますが、教育長は3月31日を以て辞職をします。この給料の削減の対象ではなくなります。しかしながら、引き続き特別職として在職を致しますので、その責務を引き継ぐとして当初予定をしておりました4月分の給料削減分を新しい職の給料から削減をし、現在の教育長の給料月額の削減については、3月31日で終了する条例の一部改正を行うものでございます。それでは、議案を捲っていただきまして、2ページに新旧対照表がございますので、そちらでご説明を申し上げます。
右側の改正前でございますが、平成31年2月1日から、同年4月30日までの間における、町長・教育長の給料月額をそれぞれ30%、10%を削減するとしております。
次に、改正後をご覧ください。附則の26項でございます。先ずは4月30日までとされていた期限を、3月31日に改正を致します。そして、27項で町長については、引き続き4月1日から30日までの間について30%の給料の削減を行うものでございます。
次に、28項でございます。その28項の前に「^か」書きがございますが、平成31年3月31日に教育長であった者^{しや}に対する特例措置として、新たな項を設けます。31年4月1日から4月30日までの間における副町長の給料月額は、第3条の規定に関わらず、別表第一に規定する教育長の給与月額からその額の10%にあたる額を減じて得た額とする、に改正を行うものでございます。
なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 (「・・・・」)
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありますか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第31号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 それでは、「賛成4」、「反対4」、可否同数であります。

々 これより、議長裁決に入ります。議長裁決は「可決」と致します。

々 よって、「議案第31号」は原案のとおり「決定」致しました。

々 それでは、追加日程第2「議案第32号、川本町固定資産評価員の選任について」の件を議題と致します。

々 執行部から提案理由の説明を求めます。番外三宅町長。

番外 三宅町長 「議案第32号、川本町固定資産評価員の選任について」。
 下記の者を、川本町固定資産評価員に選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。
 住所、島根県邑智郡川本町大字川下1432番地1。氏名、^{やがわけんじ}谷川賢治。生年月日、昭和30年8月29日(生まれ)。平成31年3月14日提出。川本町長、三宅 実。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 (「・・・・」)

々 たいへん失礼しました。
 暫時休憩と致します。 (午後4時16分)

議 長 会議を再開します。 (午後4時16分)

々 ここで、谷川教育長に、ご退席をお願いします。

(谷川教育長 自席より起立し議場から退場)

々 たいへん失礼しました。それでは、追加日程第2「議案第32号、川本町固定資産
評価員の選任について」の件を議題と致します。

々 執行部から提案理由の説明を求めます。
すみません、もう一度。番外三宅町長。

番外
三宅町長 「議案第32号、川本町固定資産評価員の選任について」。
下記の者を、川本町固定資産評価員に選任したいから、地方税法第404条第2項
の規定により、議会の同意を求める。
住所、島根県邑智郡川本町大字川下1432番地1。氏名、^{やがわけんじ}谷川賢治。生年月日、
昭和30年8月29日生まれ。平成31年3月14日提出。川本町長、三宅 実。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「・・・・」)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第32号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手、「多数」であります。

々 よって、「議案第32号」は、原案のとおり、「同意」されました。

々 ここで、谷川教育長、入場していただきます。

(谷川教育長 議場へ入場し自席へ着座)

- 議 長 日程第 2 3、「閉会中の継続審査・調査の申し出について」の件を議題と致します。
- 々 各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第 7 4 条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会中の継続審査とする事にご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)
 異議なしと認めます。よってそのように「決定」しました。
- 々 日程第 2 4、「議員派遣の件について」の件を議題と致します。
 お手元に配付しておりますとおり、議員派遣することに異議は、ございませんか。
 (「異議なし」の声あり)
 異議なしと認めます。よってそのように「決定」いたしました。
- 々 日程第 2 5、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。
- 番外
三宅町長 3月8日に開会致しました平成31年第1回川本町議会定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今定例会におきましては平成31年度一般会計予算案など、慎重にご審議を賜り全て原案どおり議決を賜り心より感謝、お礼を申し上げます。また、期間中にいただきましたご意見、ご提案等につきましては、しっかりと精査する中でより良い町づくりに向け取り入れて参ります。特に一般質問では、全議員からご提言をいただき誠にありがとうございました。新しい時代の幕開けを新副町長と新教育長の三本の矢でしっかりと堅め、力強く川本町の発展に邁進して参ります。
 また、4月からは早速、業務改善に取り組み、良質な行政サービスの提供で町民の皆様への信頼回復を図っていく努力をして参ります。11日は、東日本大震災の日でありました。8年が経ちますが、今も行方不明者が2,533人いらっしゃいます。今年もその時刻に町民全員で黙祷を捧げました。同じ日に坂町女性会との交流会に坂町から60人お越しいただきました。口々に昨年の豪雨災害での川本町の支援に対しまして、お礼の言葉がございました。一日も早い完全復興を願っております。また、備えあれば憂いなしで、5月26日と6月9日に予定しております、災害避難訓練には全自治会の参加を呼び掛けているところでございます。卒業式が1日に島根中央高校、10日に中学校があり、続いて15日に小学校、そして保育園の卒園式がございました。この度、川本中学校が島根小中学校新聞コンクールで2年連続で3回目の学校賞を受賞しました。学校図書館と連携して情報を集め、整理して発信する力、各力ちからを育てる取り組みが評価されたものでございまして、これから一層充実した活動となる事を期待しております。4月に入りますと、入学式ということで新たな旅立ちのスタートになって参ります。
 議員の皆様におかれましては、これから益々、ご多忙の毎日かと存じますが、健康には十分にご留意いただき、活躍されます事をご祈念申し上げます。
 閉会にあたり以上を申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 | 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 | 以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。

々 | これをもって、平31年第1回川本町議会定例会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

(午後4時25分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本博志 が記載したもので、その内容において、
正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員